

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償の責任に基づく債務の免除に関する条例		
条 例 番 号	平成元年神奈川県条例第4号	法 規 集	第2編第7章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を受けた者について、当該懲戒を将来に向かって免除することを定め、及び地方自治法による職員の賠償責任に基づく債務について、将来に向かって免除することを定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、懲戒処分及び賠償責任に基づく債務の免除について規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、職員の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務の免除について定めたものであり、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、職員の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務の免除について明確かつ限定的に定めたものであり、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、職員の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務の免除について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、職員の懲戒処分及び賠償責任に基づく債務の免除について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無